

(社)鶴見法人会  
**Hot Line**

2009

7

July



No.497

# SCHEDULE

平成21年7月～9月

## 主要行事予定

日時	行事名	場所
<b>7月</b>		
1日(水) 18:00～	税制委員会	法人会会議室
2日(木) 17:30～	女性部役員会	法人会会議室
3日(金) 18:00～	組織委員会	法人会会議室
6日(月) 19:00～	青年部会正副部会長会	法人会会議室
9日(木) 17:00～	広報委員会	法人会会議室
10日(金) 18:00～	事業委員会	法人会会議室
13日(月) 18:30～	青年部役員会	法人会会議室
16日(木) 17:00～	厚生委員会	法人会会議室
16日(木) 18:00～	北寺尾支部幹事会	木曾路鶴見寺尾店
22日(水) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
23日(木) 18:30～	青年部会7月研修例会	鶴見会館
24日(金) 7:30～	ファミリー研修会	東京ディズニーランド
27日(月) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室
<b>8月</b>		
3日(月) 19:00～	青年部会正副部会長会	法人会会議室
4日(火) 18:00～	鶴見中央支部会員懇談会	ホテルパークレーン
10日(月) 18:30～	青年部役員会	法人会会議室
21日(金) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
22日(土) 13:00～	第1回フラットルームWant亭	法人会会議室
26日(水) 18:00～	青年部会「スポーツ例会」	鶴見ヤングボウル
<b>9月</b>		
7日(月) 19:00～	青年部正副部会長会	法人会会議室
9日(水) 14:30～	県法連女性部会連絡協議会	新横浜国際ホテル
11日(金) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室
14日(月) 18:30～	青年部役員会	法人会会議室
17日(木) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
18日(金) 15:00～	平成21年度第27回源泉所得税研修会(第3講)	法人会会議室
26日(土) 13:00～	第2回フラットルームWant亭	法人会会議室

## INDEX

第39回通常総会開催	1
平成21年度事業計画	2
感謝状並びに記念品贈呈者名簿	3
平成20年度収支計算書総括表	4
平成21年度収支予算書総括表	5
平成21・22年度新役員の皆様	6～7
平成22年度税制改正要望書	8～9
理事会報告／事業レポート	10～11
署からのお知らせ	12～13
これからの主な催し	14
あんな話、こんな話	15
常任委員会	16
新入会員紹介	17

## Profile

(株)中島

- 豊岡佃野支部
- 代表取締役会長 中島 健 氏
- 孫／陽子さん
- 趣味／吹奏楽(クラリネット)

撮影 (有)セントラルスタジオ

撮影場所 三ツ池公園



独身時代の思い出に、表紙のお嬢様募集中！

## 第39回 通常総会開催

5月19日(火)ホテルキャメロットジャパンにて第39回通常総会を開催した。

仲川副会長の開会の言葉に続き、本田会長のあいさつは「昨年末の金融危機に綻を發しまして、大変不況の波が押し寄せてまいりました。その中におきましても鶴見法人会は活発な事業活動を展開し、平成20年度全ての事業を終え、本日の総会を迎えることができました事、改めてお礼を申し上げます。そして私は、本日の総会をもちまして、鶴見法人会会長という大役を卒業することができました。

これも偏に皆様方のご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げますとともに心から御礼申し上げます。

また、私が会長になりましたのは平成13年でございます。その時は小泉政権が改革という言葉をいろいろな処で申しておりました。私もその言葉を大事に、積極的に取り組んでいこうと考えておりました。もちろん会員増強はもとより、支部の活性化、そして各委員会委員の構成のあり方、各規約の改正、そして会員相互の親睦を積極的に取り組んでまいりました。しかし時代の流れは一段と早く、私が思っていたような皆様に納得していただけるような事業が出来ませんでした。皆様方が法人会に対して感心を持っていただき、いろいろな事業参加していただけるよう努力をしたのですが、なかなか思うようにはいきませんでした事、心からお詫びを申し上げます。

今日、この総会におきまして、役員改選がございます。ま

た、新体制になりましても、法人会の地盤の充実を図るため会員増強にご協力をいただきまして、新体制に対しまして、更なる一層のご協力とご支援の程、私から重ねてお願い申し上げます。

これから議事が進んでまいります。皆様のご支援・ご協力によりまして無事本総会が終わりましてをお願い申し上げます。簡単でございますが私のあいさつとさせていただきます。」と述べられた。

続いて功労者表彰に移り、感謝状・記念品の贈呈がおこなわれた。

第一部総会では、本田会長が議長を務め、平成20年度事業報告、収支決算報告、会計監査報告、平成21年度事業計画案、収支予算書案の審議がおこなわれ承認された。

引き続き任期満了による役員改選がおこなわれ、別室にて役員選任のための理事会を開催し、新役員が選任され、直ちに総会にて報告された。

議事終了後、長谷川新会長あいさつに続き、本田前会長に永年に亘り法人会へのご尽力に対しまして、感謝状・記念品贈呈がおこなわれ、渡邊鶴見税務署長様よりご祝辞をいただいた。

第二部総会では、長谷川新会長に続き、ご来賓を代表してご祝辞を植田鶴見区長、高橋東京地方税理士会鶴見支部長、森大同生命保険(株)新横浜支社長より賜り、瀬戸神奈川県税事務所長の乾杯のご発声により懇親会を開催した。



総会第一部



本田前会長へ花束贈呈



総会第一部  
本田会長挨拶



総会第一部  
長谷川新会長挨拶



総会第一部  
鶴見税務署長渡邊秀一様祝辞



総会第二部  
懇親会・本田前会長謝辞



総会第二部  
懇親会・長谷川新会長挨拶

# 平成21年度 事業計画

平成21年4月 1日  
平成22年3月31日

## 基本方針

### 1. 組織の拡充強化

健全な納税者団体として、事業の公益性を高めるため、会員増強運動により組織強化を図るとともに組織の質的向上に努める。

### 2. 租税負担の合理化

適正公平な税制を確立し租税負担の合理化を図るため、常に租税に関する調査研究を行なうとともに、会員の税制改正要望意見を結集し、上部組織を通じ関係当局に対して強力に税制改正要望をおこなう。

### 3. 税務行政への協力

税務当局との相互信頼により税務行政の円滑な運営に協力し、適正な申告納税制度の充実発展に寄与するとともに、会員総意の要望意見を反映させる。

### 4. 企業経営の健全化

企業経営の健全な発展を期し、企業の合理化、生産性の向上を図るため、経営、経理等に関する知識の普及、納税道義の向上に努める。

## 重点項目

### 1. 組織基盤の強化

①組織基盤を確固たるものとするためには、組織の充実が必要であり、役員・支部幹事一同が会員増強運動に取組み、期末2,800社台復活、会員加入率50%達成を目標として、推進する。

②依然として会員減少傾向にある。この実情を踏まえて、魅力ある法人会を構築し、会員相互の連携を密にして、会全体が協力して退会防止に努める。

### 2. 支部活動の活性化

法人会活動の基本は支部活動の活性化にある。このため支部の充実を図るため各支部は、支部幹事会を年2回以上、会員研修会を年1回以上開催するよう努める。

### 3. 事業活動の充実

会員の資質の向上を図るため、より多くの会員の参加が見込まれる研修会、講演会等を開催する。

### 4. 広報活動の充実

広報誌「ホットライン」について、読み易く、内容の更なる充実を図り、会員に親しまれるものとする。

### 5. e-Taxの利用推進

国の電子政府構築計画の一環として国税当局が推進する国税電子申告・納税システム(e-Tax)について、会として、電子政府の推進に協力し実行するため「e-Tax」利用推進を会員企業に積極的な働きかけをおこなう。

### 6. 友誼団体との連携協調

効率的な事業活動および会員増強の必要性から、税理士会および青色申告会等の友誼団体と積極的な連携協調を図る。

### 7. その他

#### ①地域社会貢献運動の推進

今年度も、11月の鶴見区民文化祭に呼応し「女性部会チャリティーバザー」をおこない、その収益金を鶴見区社会福祉協議会等に寄贈する予定である。

②11月の「税を考える週間」では、協賛事業として、JR鶴見駅東・西口での「街頭広報」および「ほうじん劇場」を開催し、会員はもちろん広く地域の方々にも積極的な参加を呼び掛け、税の啓発活動をおこなう。

# 感謝状並びに記念品贈呈者名簿

(順不同)

## 社団法人 鶴見法人会 会長感謝状・記念品贈呈者

### 1 退任理事

株式会社南旺社	本 田 佐重子 様
東宝タクシー株式会社	大 野 清 一 様
マルセビル管理株式会社	横 溝 徹 様
丸井工業株式会社	井手野 誠 治 様
富士金属工業株式会社	横 山 潤 一 様
有限会社カードックセンターキノ	木 野 正 則 様
株式会社エル・ファン	難 波 みや子 様
株式会社第一屋商店	橋 本 昇 二 様
東北建鉄株式会社	高 橋 俊 一 様
株式会社ミヤトモ	宮 良 賢 夫 様

### 2 退任幹事

有限会社鶴見製氷所	飯 山 明 様
株式会社大澤運送	國 崎 かつ枝 様
株式会社サーク	桜 井 信 隆 様
株式会社美研	村 田 武 雄 様
有限会社トノウチ塗装	登 内 哲 司 様
有限会社丸大酒店	大 立 心 一 様
有限会社小林興業	小 林 朝 夫 様

### 3 会員増強に伴う個人表彰

大同生命保険株式会社	富 上 美 香 様
大同生命保険株式会社	宇佐美 利 美 様
大同生命保険株式会社	高 橋 直 美 様
大同生命保険株式会社	五日市 智 美 様
AIU保険会社	斎 藤 賢 一 様
AIU保険会社	杉 山 達 夫 様

平成20年度収支計算書総括表

自 平成20年4月1日 ～至 平成21年3月31日

(単位:円)

科 目	一般会計	収益事業特別会計	内部取引消去	合 計
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	11,436	0	0	11,436
② 特定資産運用収入	310,453	0	0	310,453
③ 会費収入	33,788,495	0	0	33,788,495
④ 事業収入	16,651,426	936,735	0	17,588,161
⑤ 補助金収入	4,964,024	0	0	4,964,024
⑥ 推進費収入	0	9,635,700	0	9,635,700
⑦ 雑収入	130,120	94,050	0	224,170
⑧ 繰入金収入	1,893,100	0	△ 1,893,100	0
<b>【事業活動収入計】</b>	<b>57,749,054</b>	<b>10,666,485</b>	<b>△ 1,893,100</b>	<b>66,522,439</b>
2. 事業活動支出				
① 事業費	30,642,006	2,991,907	0	33,633,913
② 会議費	2,415,287	620,053	0	3,035,340
③ 管理費	27,678,499	5,161,425	0	32,839,924
④ 繰入金支出	0	1,893,100	△ 1,893,100	0
<b>【事業活動支出計】</b>	<b>60,735,792</b>	<b>10,666,485</b>	<b>△ 1,893,100</b>	<b>69,509,177</b>
<b>【事業活動収支差額】</b>	<b>△ 2,986,738</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△ 2,986,738</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	4,944,017	0	0	4,944,017
退職給付引当資産取崩収入	4,944,017	0	0	4,944,017
<b>【投資活動収入計】</b>	<b>4,944,017</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>4,944,017</b>
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	2,064,034	0	0	2,064,034
周年行事引当資産取得支出	2,000,000	0	0	2,000,000
会館建設引当資産取得支出	0	0	0	0
退職給付引当資産取得支出	64,034	0	0	64,034
固定資産取得支出	0	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0	0
<b>【投資活動支出計】</b>	<b>2,064,034</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,064,034</b>
<b>【投資活動収支差額】</b>	<b>2,879,983</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,879,983</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				
<b>【財務活動収入計】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
2. 財務活動支出				
<b>【財務活動支出計】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【財務活動収支差額】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>IV 予備費支出</b>				
予備費支出	0	0	0	0
<b>当 期 収 支 差 額</b>	<b>△ 106,755</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△ 106,755</b>
前期繰越収支差額	14,773,592	0	0	14,773,592
次期繰越収支差額	14,666,837	0	0	14,666,837

## 平成21年度収支予算書総括表

自 平成21年4月1日～至 平成22年3月31日

(単位:円)

科 目	一般会計	収益事業特別会計	内部取引消去	合 計
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	8,000	0	0	8,000
② 特定資産運用収入	150,000	0	0	150,000
③ 会費収入	31,300,000	0	0	31,300,000
④ 事業収入	13,709,000	850,000	0	14,559,000
⑤ 補助金収入	4,999,400	0	0	4,999,400
⑥ 推進費収入	0	9,939,000	0	9,939,000
⑦ 雑収入	115,000	0	0	115,000
⑧ 繰入金収入	1,534,816	0	△ 1,534,816	0
<b>【事業活動収入計】</b>	<b>51,816,216</b>	<b>10,789,000</b>	<b>△ 1,534,816</b>	<b>61,070,400</b>
2. 事業活動支出				
① 事業費	45,459,584	4,658,416	0	50,118,000
② 会議費	0	0	0	0
③ 管理費	17,049,232	4,595,768	0	21,645,000
④ 繰入金支出	0	1,534,816	△ 1,534,816	0
<b>【事業活動支出計】</b>	<b>62,508,816</b>	<b>10,789,000</b>	<b>△ 1,534,816</b>	<b>71,763,000</b>
<b>【事業活動収支差額】</b>	<b>△ 10,692,600</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△ 10,692,600</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	5,000,000	0	0	5,000,000
周年行事引当資産取崩収入	5,000,000	0	0	5,000,000
<b>【投資活動収入計】</b>	<b>5,000,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5,000,000</b>
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	2,000,000	0	0	2,000,000
周年行事引当資産取得支出	2,000,000	0	0	2,000,000
会館建設引当資産取得支出	0	0	0	0
退職給付引当資産取得支出	0	0	0	0
固定資産取得支出	300,000	0	0	300,000
什器備品購入支出	300,000	0	0	300,000
<b>【投資活動支出計】</b>	<b>2,300,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,300,000</b>
<b>【投資活動収支差額】</b>	<b>2,700,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,700,000</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				
<b>【財務活動収入計】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
2. 財務活動支出				
<b>【財務活動支出計】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【財務活動収支差額】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>IV 予備費支出</b>				
予備費支出	6,674,237	0	0	6,674,237
<b>当 期 収 支 差 額</b>	<b>△ 14,666,837</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△ 14,666,837</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>14,666,837</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>14,666,837</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

# 平成21・22年度 新役員の皆様



会長  
**長谷川勝一**  
(株)章夫商事



副会長  
事業委員会  
税制委員会担当  
**浅賀 正司**  
(株)アサカ



副会長  
総務財政委員会  
組織委員会  
青年部会担当  
**仲川 忠邦**  
(株)アルベリ



副会長  
広報委員会  
源泉部会担当  
**森田 洋司**  
(有)モリタ自動車工業



副会長  
厚生委員会  
女性部会担当  
**吉田千鶴子**  
丸ツ印鶴見青果(株)



総務財政委員長  
**相川 良一**  
新横浜商事(株)



事業委員会相談役  
**伊藤 文雄**  
(株)伊藤工業



事業委員長  
鶴見中央支部副支部長  
**松永 猛**  
(有)松永プリント



税制委員長  
**福原 倫**  
(株)協伸製作所



組織委員長  
鶴見中央支部相談役  
**遠藤 一郎**  
(株)トーココ



厚生委員長  
**松浦 泰弘**  
松浦企業(株)



広報委員長  
**大島 正之**  
(株)日本アシスト



総務財政副委員長  
**小笠原英晃**  
(株)小笠原本店



事業副委員長  
**大村 晃弘**  
(有)大村製作所



厚生副委員長  
岸谷副支部長  
**池谷 良昭**  
池谷ホーム(株)



源泉部会長  
**竹内 博史**  
キンビール(株)  
横浜工場



青年部会長  
**岡野 圭佑**  
(名)宮田家具店



女性部会長  
**春山 洋子**  
(株)春山製作所



女性部会副部会長  
北寺尾副支部長  
**北原美智子**  
(株)北原不動産



潮田中支部長  
組織副委員長  
**植原 信吉**  
(有)マルナカ商店





市場南支部長  
組織委員  
**三輪 守**  
横浜運送(株)



鶴見中央支部長  
組織委員  
**小宮 通利**  
(株)小宮製作所



豊岡佃野支部長  
組織委員  
**三橋 弘久**  
(有)アラカルト



生麦支部長  
組織委員  
**矢嶋 清己**  
(有)矢島商店



岸谷支部長  
組織委員  
**松岡 行信**  
(有)サーモ電機工業



東寺尾寺谷支部長  
組織委員  
**吉田 龍彦**  
鶴吉機械工業(有)



東寺尾支部長  
組織委員  
**川上 敬吾**  
(宗)松蔭寺



馬場上の宮支部長  
組織副委員長  
**澤野 文男**  
澤野商事(株)



駒岡支部長  
組織委員  
**山本 公彦**  
(株)丸屋神奈川製作所



獅子ヶ谷支部長  
組織委員  
**八田 昇**  
三協軽金属工業(株)



下末吉支部長  
組織委員  
**土田 和男**  
鶴見建材(株)



上末吉支部長  
組織委員  
**神谷 治**  
京三精機(株)



矢向支部長  
組織委員  
**成田 行雄**  
(株)成田屋商店



市場北支部長  
組織委員  
**寺嶋 之朗**  
プリンス電機(株)



市場中支部長  
組織委員  
**畠山 信男**  
(株)畠山製作所



監事  
**岩瀬 友仁**  
岩瀬鍍金化学(株)



監事  
**小島 弘邦**  
小野宮梱包運輸(株)

# 平成22年度税制改正要望事項

## 基本事項

### 1. 地方分権税制・都市提携税制の確立

#### (小自治体、自治体連合への税源と公共事業の移譲)

財政赤字縮小のために補助金と地方交付税の削減及び地方自治体への税源の移譲を同時に実施する三位一体改革が必要で、税制改正の中心点は市町村への事業と税源の移譲である。

#### (市町村合併の利点と欠点)

近年行政コスト削減のために市町村合併が盛んにおこなわれた。その欠点もあり、庁舎から離れた周辺地域は寂れ、行政サービス格差が拡大する。地域の歴史、文化、各種伝統行事の特徴も失われる恐れもある。相対的な議員の数を減少させ住民の意見が反映し難くなる。

#### (東京23特別区)

世田谷区は人口増加で、大田区は羽田空港の埋め立てで規模が拡大している。拡大している特別区では合併より、独立性を高めた方が地域の発展に繋がる。このため行政コスト削減のために特別区の廃止という意見に対し特別区の住民の反発が大きかった。

#### (横浜市、川崎市等の政令都市)

区民が区長を選び税金を使う行政サービスに意思を反映させる民主的な税制を構築するために、区長を直接選挙で選ぶ制度を確立したい。

#### (市町村連合)

基礎自治体の人口が多ければ住民の意見が反映する機会が少なくなる。民主主義の視点から市町村合併を見直し、市町村連合によるコスト削減が求められる。

#### (スウェーデンの市町村連合ランスタング)

スウェーデンの県規模は小さくて鶴見区程度の規模である。市町村連合体であるランスタングは公立医院や福祉施設の管理運営などの行政をおこなっている。

#### (欧米の小規模自治体)

欧米の基礎自治体は日本より規模がずっと小さい。日本では市町村合併により規模を拡大したが、自治体の連携や共同事業などで住民が税制に関する民主的な小自治体を残した。

#### (アメリカの自治体)

アメリカでは市町村は自由に結成され、行政サービスも多様で市町村を跨る専門サービス型の自治体がある。各住民の都合に合う税制と行政サービスを希望し、引越して選択可能である。

#### (多様な税制と行政サービスの選択)

日本でも多様な税制と行政サービスの選択が求められる。行政は基礎的な小自治体が分担し、単独小自治体では出来ないものは多様な自治体連合でおこなうのが理想である。

## 2. 従属国家税制

### 3. 海外各都市との提携

#### (少子高齢化と外国人労働者の受け入れ)

#### (ふるさと納税を外国の市町村にも適用すること)

#### (中立地帯、租借地の再考)

#### (住民自治、免税で栄えるオランダ自治領)

オランダ諸島はフィンランドの自治領の海運で盛んな島々である。自治政府が独自の法律を施行し州行政サービスをおこない、付加価値税や酒税の免税で観光客が増えて活性化し経済が豊かになっている。

#### (世界に先駆けた福祉サービスで知られる自由都市ドブロブニク)

「アドリア海の真珠」ドブロブニクは欧州で人気の観光地で、バーナードショウが「ドブロブニクを見ずして天国を語ることはなかれ」と述べたことでも有名である。市民は自由都市ドブロブニクが世界に誇った自由の精神と自律的な都市行政を守り続けている。

#### (日本の中世自由都市、自治都市)

東アジアとの交易で博多、桑名などの自治都市があった。経済発展のため商工業者の意見を取り入れられる自治都市を作り、その成長で税収の増加が期待

出来る。

### (都市州)

大阪市・横浜市・名古屋市の3市が共同して、一般の道や州から独立した「都市州」を創設することを提言している。都市同士が国境も越えて提携する時代が始まる。

## 個別事項

### 1. 地域社会を維持するコミュニティ税の創設

地方分権を進めると行政の基礎は町内会に辿り着く。町内会は民間団体として行政の末端を担い住宅環境やゴミ問題などから高齢者福祉・保健活動等をおこなっている。今後の経済発展維持に必要な移民や外国人労働者の地域受け入れに重要な役割がある。個人では町内会役員となり、また法人会会員としても地域貢献しコミュニティを支えている事も多い。

町会費を納めない住民もおり、町会費・法人会費などもコミュニティ税として個人・法人住民税に加算し地域社会を平等に維持すべきである。

### 2. ふるさと納税を移民・外国市町村にも適用すること (説明省略)

### 3. 中小企業のため消費税の改正

下請け中小企業が製造した製品や部品が大企業により輸出される流れを明らかにすることで、中小企業の消費税も輸出で還付出来るよう改正を望む。

### 4. 退職給与引当金制度の復活

団塊世代の退職期を迎え、積立金不足で退職金倒産の危惧がある中小企業も多い。社内規則等で確定している退職金には退職給与引当金制度の復活を望む。

### 5. 法人税における欠損金の繰り戻しの再考

欠損金の繰越期間は7年であり、繰り戻しも7年とすることを望む。

### 6. 相続税の改正

相続税は国際的観点から廃止すべきである。または相続財産は取得価格を0円とし売却時に所得税課税

すれば良い。廃止までは以下の改正を要望したい。

①基礎控除を現行の5千万円で据え置くこと

②事業承継税制の改正

自社株式課税価格の80%を猶予する事業承継税制は、承継者を1人としているので、すべての事業承継相続人にも適応すべきである。

③家族事業組合 (FLP) 税制の創設

④自社株の売買による譲渡益は譲渡所得とし、みなし配当課税を廃止すること

⑤非上場株式の評価方式を改めること

⑥税制適格ストックオプションに取得費加算特例の適用すること

⑦オーナー等の自社株式に売却時まで課税繰り延べの特例を設けること

⑧相続税における物納の見直し

⑨取引相場のない株式の物納要件の緩和(譲渡制限株式も適格とすること)と投資育成会社等を活用した株式評価の採用

### 7. 証券金融税制の改正

金融番号制度を導入し、不透明な取引を排除して金融立国を目指そう。

### 8. 同族会社役員給与所得控除損金不算入の廃止

### 9. LLC、LLP税制の確立

### 10. 特別会計と監査の改革

### 11. 会計ソフト、税務ソフトのプラットフォームを作ること

### 12. キャリア制度の見直し

キャリアの選抜を改革し、現場経験が豊かで人格の優れた人間をキャリアとするバイパスの構築が望まれる。現場で人間形成をした人材を財務省のリーダーとすることが出来る。

# 理事会報告

4月27日(月)

法人会会議室にて、鶴見税務署より谷津法人課税第一部門統括国税調査官様並びに署幹部1名のご出席を賜り、当会理事31名が出席し開催した。

今回の議案は、第39回通常総会に上程する議案の審議をおこない承認された。

- 第一号議案 平成20年度事業報告承認の件
- 第二号議案 平成20年度収支決算報告承認の件
- 第三号議案 平成21年度事業計画案承認の件
- 第四号議案 平成21年度収支予算書案承認の件



本田会長



谷津法人課税第一部門統括国税調査官

## 事業レポート

### 女性部会

#### 第4回「法人会全国女性フォーラム石川大会」

4月16日(木)・17日(金)

全国から約1,500名参加し、石川県立音楽堂コンサートホールにて盛大に開催された。本田会長並びに当部会からも春山部会長、他4名が参加した。

第一部では、(株)加賀屋代表取締役会長小田禎彦様による「日本一のお客様満足経営」と題した記念講演がおこなわれた。



### 青年部会

#### 第30回通常総会

5月11日(月)

パールホテル2F会議室において、第30回通常総会を開催した。当日の出席者は部会員51名、来賓14名、事務局2名の67名であった。

堀野副部会長の開会挨拶により総会が始まり、続いて佐久間部会長より挨拶があった。

議長選出の後、議事に入り第1号議案から第4号議案まで承認をされた。第5号議案である部会長改選により新部会長に岡野圭佑氏が選出された。

岡野新部会長の就任挨拶、ご来賓紹介の後、ご来賓を代表して鶴見税務署長・渡邊様ならびに本田会長よりご祝辞を頂戴し、今後の部会活動に対する熱い期待を述べられた。

相村副部会長の閉会の辞にて総会を終了し、第2部の懇親会ではご来賓の皆様や部会員が各所で輪を作り今後の部会員運営や情報交換など、遅くまで語りあった。

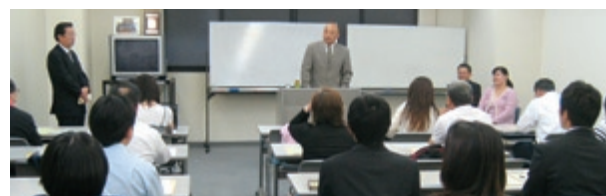


### 源泉部会

#### 第27回源泉所得税研修会(開講式)

5月14日(木)

5月から11月まで全5回にわたり研修会を開催します。第1回目として5月14日(木)は受講者31名が出席し、鶴見税務署副署長岡田様をお迎えし、竹内源泉部会長が出席して開講式をおこなった。これ以降のテーマごとの聴講についても、皆様の参加をお待ちしております。



**獅子ヶ谷支部**  
**獅子ヶ谷支部会員バス研修会**  
**5月17日(日)**

21名の参加で千葉の「鴨川シーワールド」へバス研修会をおこなった。

当日は雨と強風の中、エコ・アクアローム(水族館)にてマンボウ等いろいろな種類の魚を見学し、その後イルカ・ベルーガ・シャチ・アシカのパフォーマンスショーを堪能しました。レストラン・オーシャンにて昼食(バイキング)をとり、日頃多忙な会員相互の親睦を深めました。



**厚生委員会**  
**釣り大会**  
**5月30日(土)**

当会会員の「つり船隠居屋」より参加23名の釣りを乗せ、朝8時に出発し、釣り場ポイントへ。腕に自信のある方は順調に釣り数を伸ばし、楽しみの時間はあっという間に過ぎ、沖上がりの時刻となった。戻った後、より大きな白ギス3匹の合計重量にて釣果を競いました。



**厚生委員会**  
**生活習慣病検診(1日人間ドック)**  
**6月2日(火)・3日(水)・4日(木)・6日(土)**

1日人間ドック形式の生活習慣病検診(腫瘍マーカー検査、超音波検査等)を4日間にわたり鶴見会館にて実施し、今回は206名の方が受診されました。

次回は12月に予定しておりますが、ご自身並びにご家族、従業員の皆様の健康管理にご利用ください。



**源泉部会**  
**第27回源泉所得税研修会(第二講)**  
**6月10日(水)**

鶴見社会保険事務所担当官を講師にお迎えして、受講者27名が参加して、「社会保険料徴収事務」の研修会を法人会会議室にて開催した。



**厚生委員会**  
**第35回グリーン研修会**  
**6月11日(木)**

第35回グリーン研修会を36名9組の参加で、ザ・カントリークラブ・ジャパンにて開催しました。

当日の天候は雨で、各プレーヤーはスコアメイクに苦しんでいました。次回は是非、快晴の下で上位を目指したいと思います。

- 優勝  
小早川文樹 サンプラス(株) ネット70.6(グロス91)
- 準優勝  
松浦 泰弘 松浦企業(株) ネット71.0(グロス89)
- 第三位  
森田 洋司 (有)モリタ自動車工業 ネット71.2(グロス94)
- ベスト  
男性 横須賀雅雄 (有)亀村屋 グロス83  
女性 高山 照子 中田運輸(株) グロス98



# 平成21年度税制改正(法人税関係)について 《中小企業関係税制》

中小企業関係税制について、主に次のような改正が行われました。

## 1 中小企業者等の法人税率の特例(措法42の3の2)

### <改正の内容>

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の税率が22%から18%に引き下げられました。

(注1) 中小法人等とは、次の法人をいい、次の2において同じです。

- ① 普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社等を除きます。)
- ② 公益法人等(法人税法第2条第6号に規定する公益法人等並びに認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人及びマンション建替組合をいいます(措令27の3の2②))。
- ③ 協同組合等(法人税法第2条第7号に規定する協同組合等をいいます。)
- ④ 人格のない社団等

(注2) 協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率は、単体制度と同様に、年800万円以下の金額に対する法人税の税率が23%から19%に引き下げられました(措法68の8)。

## 2 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法66の13)

### <改正前の制度の概要>

法人の平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、原則として法人税法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付の請求》の規定を適用することができないこととされていました。

### <改正の内容>

平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、上記の不適用措置の対象から中小法人等の欠損金額が除外されました。したがって、中小法人等においては、欠損金の繰戻しによる還付の請求の規定を適用できることとなりました。

### 【欠損金の繰戻しによる還付の請求(法80①)】

青色申告書である確定申告書を提出する法人は、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)に繰戻して法人税の還付を請求することができる制度です。この制度の適用を受けるためには、次の①から③のいずれにも該当する必要があります。

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること
- ② 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること
- ③ 確定申告書の提出と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること

この制度の適用を受けるためには、欠損金額が生じた事業年度の確定申告書を期限内に提出し、かつ、その提出と同時に、納税地の所轄税務署長に所定の事項を記載した還付請求書を提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、欠損金の繰戻しによる還付請求書の様式は、国税庁ホームページに掲載しています。【<http://www.nta.go.jp>】

(「申告・納税手続」-「税務手続の案内」-「法人税」-「手続名」欠損金の繰戻しによる還付の請求)

# 平成21年及び平成22年に土地等の取得をした場合の 法人税の課税の特例について

平成21年度の税制改正により、次の2つの特例が創設されています。

## 1 特定の長期所有土地等の所得の特別控除(措法65の5の2)

法人(清算中の法人を除きます。)が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をした国内にある土地等(※1)で、その取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間(※2)が5年を超えるものの譲渡をした場合において、その法人がその土地等の譲渡によって取得した対価の額又は交換取得資産の価額(※3)が、その譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価額とその譲渡をした土地等の譲渡に要した経費のうち一定のものとの合計額を超え、かつ、その法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその譲渡をした土地等のいずれについても租税特別措置法第65条の7から第65条の9まで又は第65条の11から第66条までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と1,000万円(※4)とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる制度が創設されました。

また、連結納税制度においても同様の措置が講じられています(措法68の76の2)。

※1 土地又は土地の上に存する権利をいい、棚卸資産に該当するものを除きます。次の2の特例において同じです。

※2 その取得をした日の翌日からその土地等の譲渡をした日の属する年の1月1日までの所有していた期間をいいます。

※3 交換取得資産とは、その土地等の譲渡により取得した資産をいいます。なお、交換取得資産の価額は、その価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、その差額に相当する金額を控除した金額となります。

※4 当該譲渡の日の属する年における他の譲渡について、本特例により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額となります。

## 2 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例(措法66の2)

法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、かつ、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、その取得をした土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に関して一定の事項を記載した届出書(以下「先行取得土地等の届出書」といいます。)を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その法人の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行取得土地等について、当該他の土地等に係る譲渡利益金額の100分の80(※5)に相当する金額の範囲内で圧縮記帳(圧縮額の損金算入)ができる制度が創設されました。

また、連結納税制度においても同様の措置が講じられています(措法68の85の4)。

※5 「100分の80」とあるのは、先行取得土地等が平成22年1月1日から同年12月31日までの間に取得されたもののみである場合には「100分の60」となります。

### 【先行取得土地等の届出書】

この特例制度は、法人が平成21年1月1日以後に取得をする先行取得土地等について適用されますが、この特例制度の適用を受けるためには、先行取得土地等の取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに先行取得土地等の届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、平成21年4月1日前に終了する事業年度(確定申告書の提出期限が平成21年4月30日前に到来する事業年度に限ります。)については、確定申告書の提出期限にかかわらず、先行取得土地等の届出書の提出期限が平成21年4月30日までとされていますのでご注意ください(平成21年改正法附則43⑩、58⑩)。

また、届出書の様式は、国税庁ホームページに掲載しています。【<http://www.nta.go.jp>】

(「申告・納税手続」-「税務手続の案内」-「法人税」-「[手続名]平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出」)

# ■ これからの主な催し

お楽しみの催しや、役に立つ研修会にぜひご出席ください！

coming soon!

## ●7月研修例会●

青年部会

7月23日(木)

青年部会では、講師に日本経済新聞社横浜支局長 池内新太郎氏をお迎えして「経済危機と政局の行方」と題して7月研修例会を開催致します。皆様、奮ってご参加下さい。

受付：午後6時30分

開会：午後7時

場所：鶴見会館末広の間

会費：1,000円(懇親会費含)

集合時間：午前7時30分  
(時間厳守)

定員：先着100名(バス2台分)

先着順ですので、事務局までお早めにお申込ください。

## ●スポーツ例会●

青年部会

8月26日(水)

青年部会では、鶴見ヤングボウルにてスポーツ例会(親睦ボウリング大会)を開催致します。



## ●ファミリー研修会●

(東京ディズニーランド)

厚生委員会

7月24日(金)

集合場所：金光教前

(石井スポーツ前)

## ●地域社会貢献活動●

「ふれあいの家」チャリティーバザー

生麦支部

8月30日(日)

生麦支部では、地域社会貢献活動として、ふれあいの家(生麦地区センター)にてチャリティーバザーをおこないます。皆様、奮ってご参加下さい。

## ●源泉所得税研修会(第3講)●

源泉部会

9月18日(金)

今回のテーマは「報酬・料金に対する源泉徴収」「退職金に対する源泉徴収」です。また、聴講したいテーマのみの聴講も出来ますので事務局まで申込ください。

国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

# e-Tax

ネットでもどこでも申告・納税

「e-Tax」を利用して所得税を申告すると次のようなメリットがあります。

最高5,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付金がスピーディー



法人会キャラクター けんた

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



法人会

「e-Tax」ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



## 中小・小規模企業を全力をあげて応援します!

本年度4月10日、「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「経済危機対策」がとりまとめられました。

### 資金繰り支援をさらに拡充します!

#### 現場の声を制度の運営に反映

各地の経済産業局に設置した「中小企業融資貸し渋り110番」でご相談を伺います。

融資に関するご意見やお悩みを伺う会を全国で開催しています。

#### 緊急保障の拡充

緊急保障の枠を20兆円から、30兆円にまで拡大します。

(相談窓口) お近くの金融機関・使用保証協会へ

#### 日本政策金融公庫、商工中金等によるセーフティーネット貸付の拡充等

貸付枠を10兆円から15.4兆円にまで拡充します

無担保・無保証人融資の金利を引き下げ、より使いやすくします。

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている中小企業や、雇用に維持・確保に取り組む中小企業の方への貸付金利も引き下げます。

元本返済猶予など既存債務の条件変更に積極的に対応します。

(相談窓口) 日本政策金融公庫 商工中金

#### 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の拡充

小規模事業者経営改善資金融資の返済期間、融資限度額について拡充します。

返済期間(運転資金) 5年(据置6ヶ月) → 7年(据置1年)

// (設備資金) 7年(据置6ヶ月) → 10年(据置2年)

融資限度額 1,000万円 → 1,500万円

(相談窓口) 商工会、商工会議所へ

#### 民間金融機関の円滑な資金供給の促進

金融円滑化のための特別ヒヤリング・集中検査を実施しています。\*1

金融機能強化法の活用を促進しています。\*2

緊急保障に係る金融機関の自己資本比率規制のリスクウエイトを10%から0%に見直しました。\*3

(お問い合わせ先) 金融庁 30-3506-6000

\*1・\*2 監督局銀行第2課(内線3764) \*3 バーゼルⅡ推進室(内線3725)

#### 中小企業倒産防止共済制度の一時貸付金の金利引き下げ

通商企業倒産防止共済において、取引先が倒産した場合の共済貸付とは別に、脅威再契約者が掛け金納付の月数に応じて利用できる「一時貸付金」の金利を1.5%から0.5%に引き下げます。

その他、支援事業は多岐にわたっています。どのような些細なことでも相談してください。

きっとうまい解決策があるはずですから。

# 常任役員会報告



6月9日(火)法人会会議室にて、鶴見税務署谷津法人課税第一部門統括国税調査官様並びに署幹部のご出席を賜り正副会長・各委員長・部会長が出席し開催した。

始めに、長谷川会長より今年度の活動方針「百年に一度という経済不況の中、会員企業の発展あるいは生き残りの為、地域を重視し地域に密着した講演会、勉強会、情報交換会を実施していく。それには、各委員会が本当に会員企業のことを考え、会員が望むことを、親睦を交えながら、会員の役にたつ企画をする。各企画実施にあたり、実施すれば良いということではなく、しっかりした目的意識を持ち、動員数に惑わされず、結果が出るまで継続的に実施していく。企画倒れと判断した場合は速やかに撤退し、その原因等の究明にあたり、新しい企画に生かしていく。

法人会が異業種の最大の集団という特色を生かし仕事の情報交換、趣味の情報交換、人脈を作る等異業種交流が出来る場所の提供を考えた企画をしていく。支部においては、活発な支部活動が出来るように再編を促し、異業種交流はもとより、親睦を重視し退会防止をはかり、会員増強につなげていく。

今年度は2年後に公益法人を目指すため、理事の増員を考えなかった結果、副会長の人数も少なく、支部に於いては支部長不在の支部も有る。支部においては21支部を再編し活発な支部活動が展開出来るような方策を考えていく。

会の運営については常任役員会を毎月開催し、正副会長、委員長、部会長の意思統一をはかりこれにあ

たる。正副会長は常任役員会において問題が解決されない場合その問題を預り別途開催する。副会長の数が少ない為、委員会、部会に担当副会長を置くが、委員会、部会に出席することが出来ないことが多いので、委員長、部会長は担当副会長と緊密に連絡を取り、常任役員会にて報告した上で決済する。又、常任役員会をもって委員長、部会長会議に変える。

予算については、前執行部作成の予算の為、常任役員会において総務財政委員長を中心に検討した上で必要なところには重点的に使っていく。

2年後の公益法人移行については、現在情報が少なく、全法連、県連より情報収集をしてこの2年の間に準備を進める。

保険受託3社については、推進員より現場の話を聞き、法人会の持っている情報を出せるか出せないか検討の上、会員増強の為に役に立つ情報は提供していく。その上で保険契約をとり推進費収入の増大につなげていく。

来年の社団化40周年に向けて総務財政、事業、広報各委員会を中心に実行委員会を立ち上げ検討に入る。

各委員会、部会の委員がそれぞれの立場を理解し認識の上に立って行動するよう委員長、部会長は教育をする。又、常任役員並びに支部長は後継の役員を育てるよう心がける。

常任役員会は目的に向かって、議論をして、その結果を必ず会員の為に会報に載せ情報開示をし、常任役員会と会員との距離を縮め、会員に対し透明性の有

る運営に努める。」の発表があった。

### ☆新規事業「フラットルームWant亭」(仮称)の件 浅賀副会長より説明

委員会を持たず会員相互にて企画していく集まりです。目的は、新商品の開発のみです。会員各自の交流を深めながら、どの業界でも世の中に生みだしたいモノ 世の中にこんなものがあったら便利なのに今こんな事で困っている いま使っているモノをこの様に変えたら便利だと思うけど……等々

### 7月の理事会に上程し、承認された後開催予定

毎月第四土曜日午後1時～5時頃まで、法人会会議室  
会費2,000円程度(ソフト及びアルコール飲料・おつまみ・おにぎり程度)

コーディネーター:メイン1名・サブ4名

※鶴見法人会は、皆様にご事業を繁栄していただく為の場を提供するものであり、損得勘定には一切立ち入りません、各自の責任において進行していただきます。

### ☆各委員会、部会担当副会長並びに 社団化40周年実行委員長の件

浅賀副会長…事業委員会、税制委員会  
仲川副会長…総務財政委員長、組織委員会、青年部会  
森田副会長…広報委員会、源泉部会  
吉田副会長…厚生委員会、女性部会

### 社団40周年実行委員会

委員長…相川総務財政委員長

スタッフ…総務財政委員会、事業委員会、広報委員会

## 新 入 会 員 紹 介

平成21年4月～平成21年5月

潮田中支部

### (株)ブラストコート

代表者:齋藤 健  
仲通3-75-8  
504-0711  
塗装工事  
紹介者:大同生命保険(株)

本町南支部

### (株)ソーシン塗工

代表者:相川昌宏  
本町通4-171-13  
502-2272  
建築塗装業  
紹介者:AIU保険会社

駒岡支部

### (株)加瀬テナントサービス

代表者:瓜生佳久  
駒岡1-26-24  
478-5588  
不動産業  
紹介者:申し出

### 税務無料相談

第1・第3水曜日

相談日 7/1(水)・15(水)・8/5(水)・19(水)

時間 午後1時

場所 税理士会事務局(青色申告会館)

### 法律無料相談

第1・第3月曜日

相談日 7/6(月)

時間 午後1時

場所 横浜商工会議所鶴見支部

☆税務相談・法律相談される方は事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

訃 報 平成21年5月30日(土) (株)三高堂 代表取締役 高木 潤 様 市場中支部 (事務局受付 6月1日)

aggraziata **SoS+ a** 横浜鶴見で大人気! **3周年大感謝祭** 本誌ご覧の方、H21年8月31日迄有効

**夏冷** 対策は万全ですか  
頭・手・足をマッサージして末梢血流を流し、快適生活を!  
P-マはシリアクア®ロテイン・ホランが入った  
やさしいトリートメントP-マを使用しています

**選べる無料!**  
[お断りにつき ご予約が取れない場合がございます  
全額をもってお断りくださいませ]

下記①②③からお選びいただけます  
当店施術 ¥13000以上で1つ。 ¥15000以上で2つ。  
(カト・P-マ・カラー・ネイル・エステ・着付け・きれい眉・etc)

① 話題の<<ヘッドスパ>>で頭の芯からリラックス  
② 夏の定番<<美白パック>>  
③ 気になる<<ハンド・ひじまでパック&マッサージ>>

年齢関係なく綺麗でいたいですね  
お仕事帰りもOK! ご相談下さい  
お子様連れもOK! 個室対応です  
尚 他のサービスとの併用はご遠慮いただきます  
親子おト(小学6年迄1人おト無料) OK!

薄毛悩み相談  
個々の状況を見て的確な施術を致します  
痛い巻き爪⇒<<巻き爪矯正>>で簡単に楽になります  
1指 ¥5250 (手術をしないで楽になります)

夏 **ゆかたでお出かけ**  
髪セット+ネイル+着付け

7777 777717-3 ソスタ  
**aggraziata sosta** tel 045-521-3053  
定休日 第2・3 ⇒ 日・月曜日 受付時間 10:00~18:00  
http://www.myace.co.jp/sosta <ソスタ> で検索  
横浜市鶴見区仲通2-64-9

ブライダル 七五三  
ネイルチップ 成人式

# 内藤 労務管理事務所

〈併設〉 労働保険事務組合 神奈川労務管理協会  
(厚生労働大臣認可団体)

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル402号  
TEL.045-501-1551 FAX.045-501-7564

業務内容

労務管理相談(採用から退職まで)  
労災保険、雇用保険に関する事務の一切  
健康保険・厚生年金に関する事務の一切

- ◆ 事務のすべてを代行しますので事業主の負担が軽減されます。
- ◆ 事業主、家族従事者、建設業の自営業者も労災保険に加入できます。
- ◆ 官公庁への報告、出頭、届出、調査を代行します。
- ◆ 人事、給与の秘密が保てます。
- ◆ 給与計算事務もおこなっています。